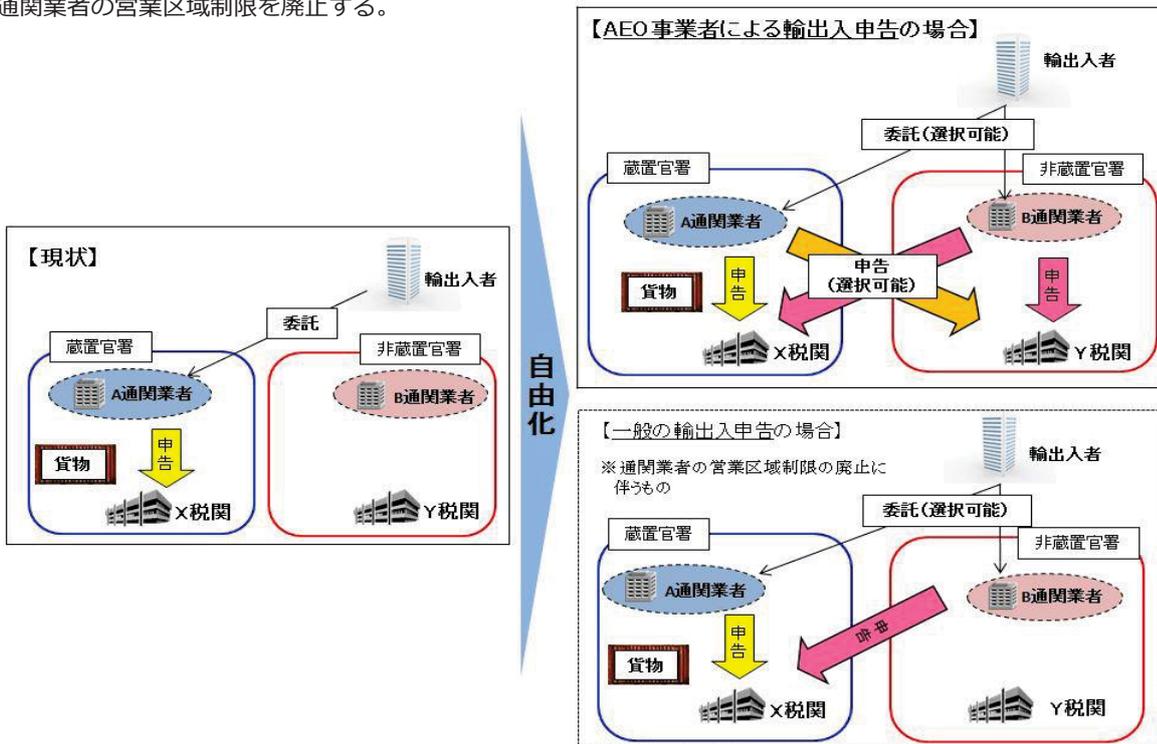


【別紙 6】  
自由化申告について

# 別紙6. 自由化申告について

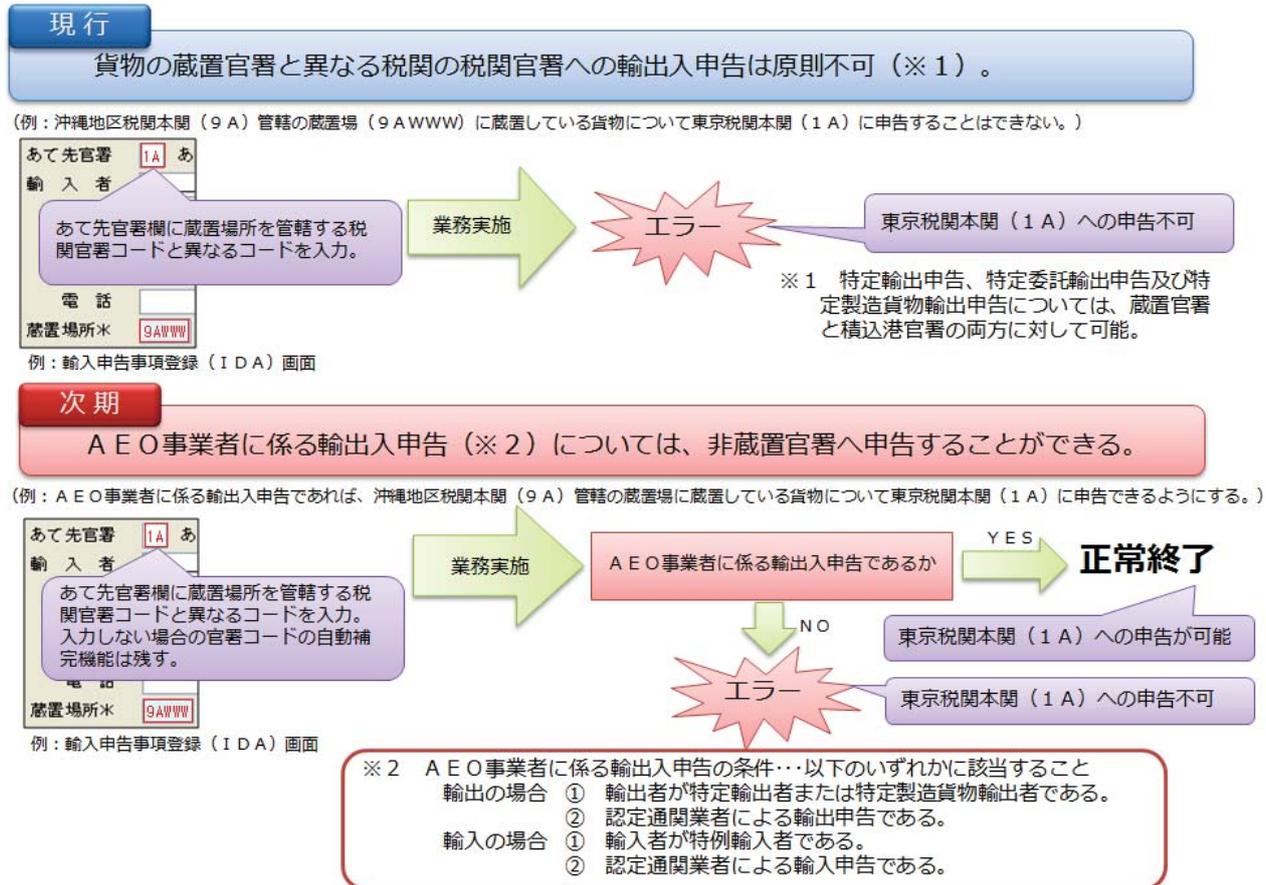
## 1. 輸出入申告官署の自由化イメージ

- ・ 適正通関の確保の観点から蔵置官署を申告官署とする原則は維持する。
- ・ A E O輸出者に係る輸出申告及びA E O輸入者に係る輸入申告並びにA E O通関業者が取り扱う輸出入申告について、非蔵置官署への申告を認める。
- ・ 通関業者の営業区域制限を廃止する。



# 別紙6. 自由化申告について

## 2. システムにおける輸出入申告官署の自由化の対応についてのイメージ



## 別紙6. 自由化申告について

### 3. 輸出入申告官署の自由化に係る詳細

#### (1) 非蔵置官署への申告

以下の申告について、非蔵置官署への申告（蔵置場を管轄する税関官署以外の税関官署への申告）を認める。

- ・ A E O輸出者に係る輸出申告
- ・ A E O輸入者に係る輸入申告
- ・ A E O通関業者が取り扱う輸出入申告

	A E O通関業者	一般通関業者		A E O通関業者	一般通関業者
A E O輸出者	対象	対象	A E O輸入者	対象	対象
一般輸出者	対象	対象外	一般輸入者	対象	対象外

#### 【備考】

- ① 特例申告及び特例委託特例申告については、引取申告官署で行う。（現行どおり）
- ② 輸入許可前引取承認申請後の輸入申告については、輸入許可前引取承認申請を行った官署にて行う。（現行どおり）
- ③ 修正申告および更正請求については、当初の輸入申告官署にて行う。（システムでは当初申告税関との一致チェックを行う。）
- ④ 輸出許可内容変更申請及び輸出取止め再輸入申告については、当初輸出許可税関または蔵置税関にて行う。

#### (2) 営業区域の廃止に伴う申告への影響

通関業の営業区域制限の廃止に伴い、営業区域外への税関官署への申告を可能とする。

利用者	蔵置官署	申告官署	結 果
1 M X X X	1 M	1 M	正常終了（完全一致）
1 M X X X	4 M	4 M	現行：エラー終了 → 次期： <u>正常終了</u> （営業区域外、蔵置官署と申告官署一致）
1 M X X X	2 A	4 A	エラー終了（税関跨り／非A E O）

